

2003年12月26日

## 明治安田生命 誕生記念商品 『 ライフアカウント L.A. Double 』 新発売！

いのち  
「2つの生命」を保障する



2004年1月1日に誕生する「明治安田生命保険相互会社」（社長 金子 亮太郎）では、新会社誕生記念商品「ライフアカウント L.A. Double（ダブル）」を2004年1月より発売いたします。イメージキャラクターには、メジャーリーグで活躍中の松井秀喜選手を起用し、「2つの生命(いのち)」を保障する市場創造型の新しい生命保険としてアピールしていきます。

明治生命では「2000年 日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞」を受賞したわが国初のアカウント型保険「ライフアカウント L.A.」を中心に、安田生命では死亡保障と医療・介護保障を充実させた「健康物語」を中心に、総合保障サービスを提供してまいりました。このたびの新会社誕生記念商品「ライフアカウント L.A. Double」は、両社の商品の優れた部分を取り入れ、かつこれまでの生命保険にはない、「2つの生命(いのち)」を保障する、という新しいコンセプトを取り入れた画期的な商品です。

明治生命も安田生命も、それぞれ120年以上にわたる歴史の中で、時代の要請を先取りして新商品を世に送り出してきた「生命保険事業のパイオニア」です。新会社「明治安田生命」においても、心のかもったサービスとフェイス トゥ フェイスのコンサルティングサービスを通じて、みなさまにとっての最良のパートナーをめざします。

### 明治安田生命 誕生記念商品 「 ライフアカウント L.A. Double 」 の主な特長

#### いのち 「 2つの生命 」を保障する新しい生命保険

遺されたご家族への安心をお届けする、今までの「生命」の保障に加え、病气や事故でカラダを壊して、その後十分に働けなくなるような状態のときも保障する市場創造型の新しい生命保険です。

#### 特長1 所定の生活機能障害状態に該当した場合、生活サポート年金を一生受け取れます。

万一、生活機能障害状態となった場合、治療費やリハビリ費用などの支出だけでなく、生活費の確保も必要となるため、経済的な負担は驚くほど大きいものとなります。「ライフアカウント L.A. Double」は、所定の生活機能障害状態のとき、生活サポート年金で一生（または一定期間）、あなたとご家族の生活をサポートします。

#### 特長2 多彩な医療保障で、短期の入院から3大疾病など重い病気まで幅広く保障します。

0泊1日の入院から、手術、退院はもちろん、ICU治療、在宅ホスピスケアまでしっかり保障します。また、新特約の「3大疾病無制限入院特約」を付加した場合、3大疾病の治療を目的とする入院については入院給付金のお支払日数は無制限となりますので、入院が長期化した場合でも安心して治療に専念することができます。

#### 特長3 アカウント型保険のため、保障内容はお客様のライフステージの変化にあわせて毎年見直すことができます。

# 1. ライフアカウント L.A. Double 発売の背景

明治生命と安田生命は、2002年1月24日の「経営統合を前提とした全面提携」発表以降、両社共同の「商品開発プロジェクト」を立ち上げ、合併同時の2004年1月発売に向けた新商品の開発を進めてまいりました。

21世紀におけるわが国の「時代の要請」は何といても、急速に進んでいる「少子高齢化社会」への対応、そして「自己責任と自助努力に基づく福祉社会」への対応と言えるでしょう。「少子高齢化」の進展ばかりではなく、ライフスタイルの変化に伴う独身者や単身世帯の増加、平均寿命と健康寿命の開きの拡大など、「家族のための保障」と同じように「自分のための保障」に対するニーズも急激に拡大してきています（図1）。

また、21世紀における家族のあり方も、「家族を愛し、家族を大切にする」と同じように「自分を愛し、自分を大切にする」という考え方をする人も増加し、自分の生活に不都合や障害が発生した場合、「家族や他人の世話にならず自分の力で対処したい」とする人たちも増加しています（図2・3）。

このような背景の中、生命保険には「2つの生命（いのち）」の保障が求められる時代になってきていると考えます。人間には「2つの生命」があると言えるでしょう。ひとつは、誕生してから人生を全うするまでのいわゆる生命。もうひとつは、例えばプロ野球選手の選手生命…。もうひとつの生命を損なうということは、一般的にいえば、病気や事故でカラダを壊して、その後十分に働けなくなるようなこと（生活機能障害状態）です。生活機能障害状態になると、治療費やリハビリ費用だけではなく、生活するための費用が必要となるため、経済的な負担は驚くほど大きいものになります。

お亡くなりになられたときの遺されたご家族のための保障…。それが今までの生命保険でした。しかし、病気や事故でカラダを壊して、その後十分に働けなくなるような状態のとき、ご自身とご家族が安心して暮らしていくことができるための保障…。そうしたお客さまご自身が実感できる、リアリティーのある保障に新たにフォーカスすることこそ、今の時代にふさわしい商品開発のあり方であり、市場創造につながると確信しております。

そこで、「生活者としての自分」にとって「死亡以上に深刻なリスク」に備えるための「本格的な保障」を提供することが、21世紀における生命保険会社の「重要な使命」であると、私たち「明治安田生命」は考え、新会社誕生記念商品「ライフアカウント L.A. Double」を開発いたしました。

（図1）直近加入契約の加入目的（加入年次別）  
医療費・入院費などの「自分のための保障」に対するニーズが増加傾向。

| (%)      | 万一の家族の生活保障 | 医療費や入院費のため | 介護費用のため |
|----------|------------|------------|---------|
| 平成15年に加入 | 56.8 ↓     | 63.1 ↑     | 5.9 ↑   |
| 平成14年に加入 | 55.0       | 60.3       | 5.7     |
| 平成13年に加入 | 60.9       | 52.2       | 2.8     |
| 平成12年に加入 | 64.1       | 53.1       | 4.5     |
| 平成11年に加入 | 63.5       | 54.5       | 3.9     |
| 平成10年に加入 | 68.5       | 52.3       | 3.0     |

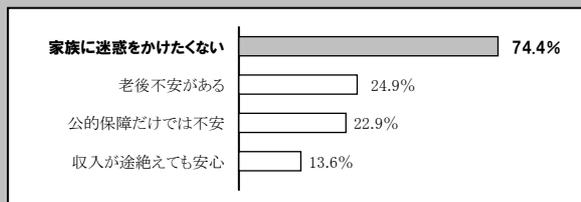
（引用）平成15年12月 生命保険に関する全国実態調査（生命保険文化センター）より抜粋

（図2）公的保障に対する考え方

| (%)    | まかなえると思う | 分からない | まかなえないと思わない |
|--------|----------|-------|-------------|
| 公的医療保険 | 35.4     | 5.9   | 58.8        |
| 公的年金   | 19.0     | 5.3   | 75.8        |
| 公的介護保険 | 7.7      | 13.2  | 79.1        |
| 公的死亡保障 | 18.6     | 13.1  | 68.4        |

（引用）平成13年11月 生活保障に関する調査（生命保険文化センター）より抜粋

（図3）医療保障を重視したい理由



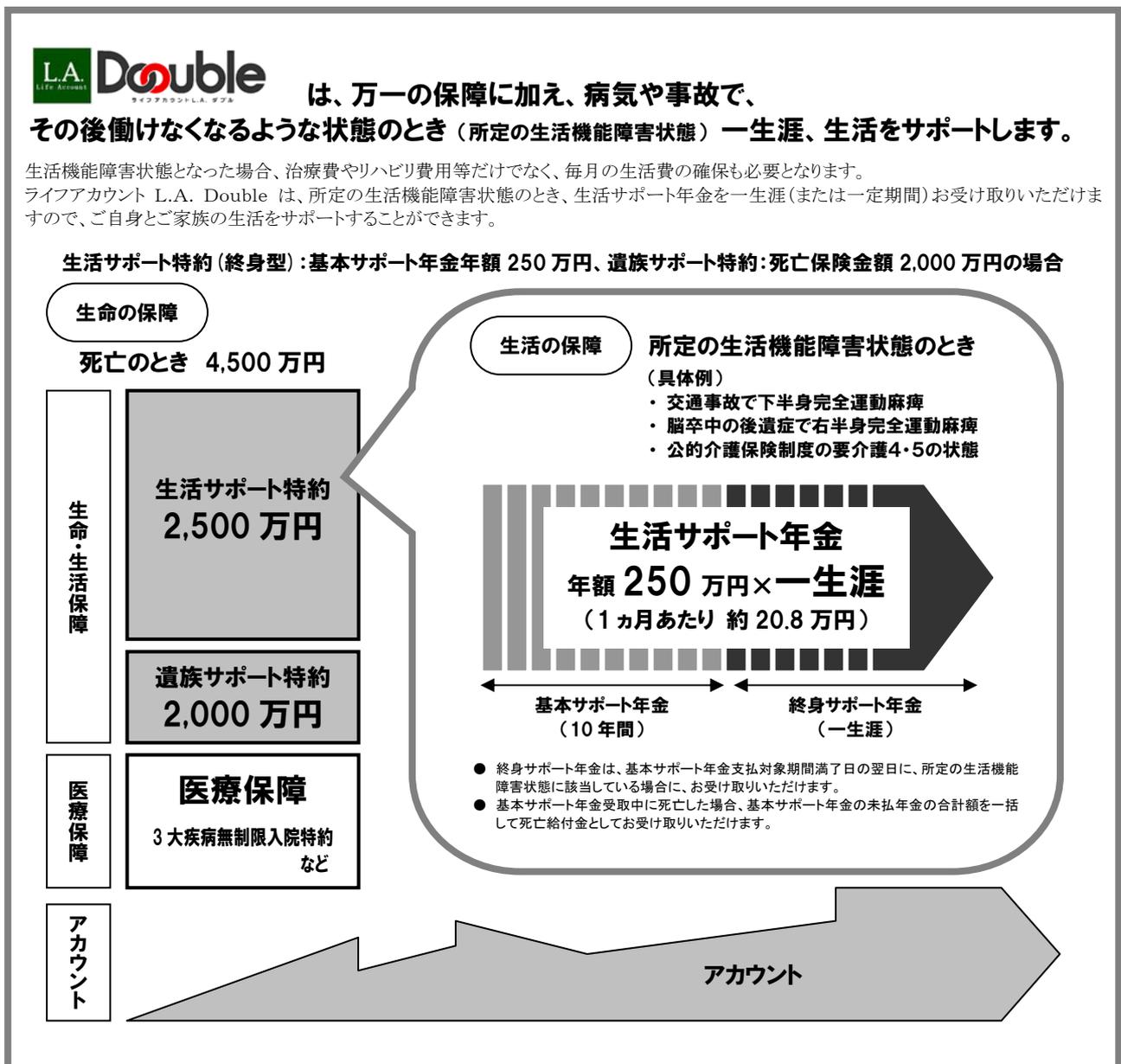
（引用）平成14年3月 生活者の価値観に関する調査（生命保険文化センター）より抜粋

## 2. ライフアカウント L.A. Double の概要

新商品「ライフアカウント L.A. Double」の最大の特長は、所定の生活機能障害状態に該当した場合に、一生(または一定期間)の年金で、自分の生活と家族の生活をサポートすることです。

具体的には、わが国において 30~40 年間にわたり死亡保障の中心的存在だった「定期保険特約」に代わる、「生活サポート特約」と「遺族サポート特約」の二つの新しい特約を発売します。「生活サポート特約」は、所定の生活機能障害状態に該当したときに、生活サポート年金を一生(または一定期間)お受け取りいただくことができる、いわば「自分保障」の役割を担う特約です。「所定の生活機能障害状態」に該当することなく死亡された場合や、生活サポート年金のお受け取り開始後に死亡された場合には、死亡保険金(死亡給付金)をお受け取りいただけます。「遺族サポート特約」は、死亡保険金によってご家族の生活を守る、いわば「家族保障」の役割を担う特約です。

また、3大疾病の治療を目的とする入院については長期の入院であっても入院日数に関係なくお支払いし、集中治療室管理を受けたときの治療にも手厚い給付をおこなう「3大疾病無制限入院特約」も2004年1月より発売いたします。多彩な医療保障のラインナップで、短期の入院から3大疾病など重い病気まで幅広くカバーします。



### <生活サポート特約のしくみ>

生活サポート特約には、「終身型」と「有期型」の2つの型があります。「終身型」には10年間にわたってお支払いする基本サポート年金と、基本サポート年金終了後に終身にわたってお支払いする終身サポート年金があります。「有期型」は基本サポート年金のみとなります。

| お支払いする年金・保険金・給付金        | お支払事由   |
|-------------------------|---|
| 生活サポート年金                |   |
| 基本サポート年金<br>(終身型および有期型) | 第1回の基本サポート年金は、被保険者が生活機能障害状態(別表)に該当したとき。第2回以後の基本サポート年金は、毎年の年金支払日(第1回の基本サポート年金の支払事由発生日の年単位の応当日)に生存されているとき(合計10回を限度にお支払いします) |
| 終身サポート年金<br>(終身型のみ)     | 基本サポート年金が支払われた場合で、基本サポート年金の年金支払対象期間満了日の翌日において被保険者が生活機能障害状態(別表)に該当し、毎年の年金支払日に生存されているとき                                     |
| 死亡給付金                   | 第1回の基本サポート年金の支払事由発生日以後、基本サポート年金の年金支払対象期間中に死亡されたとき   |
| 死亡保険金                   | 被保険者が基本サポート年金の支払事由発生前に死亡されたとき   |

#### (別表)

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 眼の障害            | 両眼の視力を全く永久に失ったもの   |
| 2. 言語・そしゃくの障害      | 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの  |
| 3. 両上肢の障害          | 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの  |
| 4. 両下肢の障害          | 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの  |
| 5. 片側半身の障害         | 片側1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの   |
| 6. 10手指の障害         | 10手指を失ったもの   |
| 7. その他の上・下肢の障害     | 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、または、1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの |
| 8. 痴呆              | 痴呆による要介護状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日継続したもの                                       |
| 9. 心臓の障害           | 心臓の機能に著しく高度の障害を永久に残したもの  |
| 10. 呼吸器の障害         | 呼吸器の機能に著しく高度の障害を永久に残したもの   |
| 11. 肝臓の障害          | 肝臓の機能に著しく高度の障害を永久に残したもの  |
| 12. 寝たきり           | 寝たきりによる要介護状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日継続したもの                                     |
| 13. 公的介護保険制度に基づく障害 | 公的介護保険制度に基づき、要介護4または5の状態に該当すると認定され、その認定が効力を生じたもの                                     |
| 14. 特定の難病による障害     | 特定の難病により身体に著しい運動障害を永久に残したもの  |

### <遺族サポート特約のしくみ>

被保険者が死亡されたときに死亡保険金をお支払いします。死亡以外の事由(第1級の障害状態など)はお支払いの対象とはなりません。

### <3大疾病無制限入院特約のしくみ>

| お支払する給付金           | お支払事由   | お支払い額                   |
|--------------------|---|-------------------------|
| 疾病入院給付金<br>災害入院給付金 | 入院されたとき、入院開始日からお支払いします(※)。3大疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的とする入院については、支払日数の限度の対象外とします。 | 入院給付金日額×入院日数            |
| 集中治療給付金            | 所定の集中治療室管理を受けられたとき  | 集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額 |

※ 災害入院給付金・疾病入院給付金の1回のお支払いはそれぞれ、120日型の場合は120日分、365日型の場合には365日分を限度とします。また、通算のお支払いは疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれについて1095日分を限度とします。

### 3. 設計例・保険料例

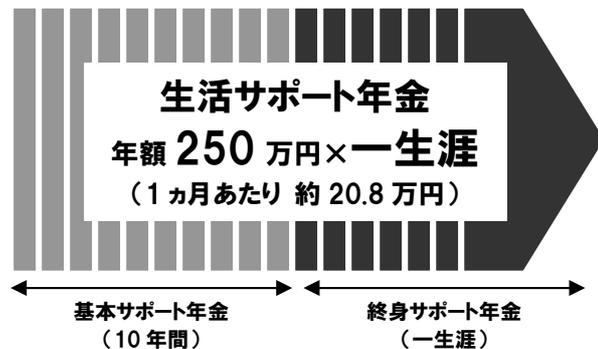
35 歳、男性、保険料払込方法：月掛（口座振替料率）、保険料払込期間 65 歳、特約保険期間 10 年

|          | 終身型<br>(所定の生活機能障害状態に該当した場合、一生涯の生活サポート年金を支払う) | 有期型<br>(所定の生活機能障害状態に該当した場合、10 年間の生活サポート年金を支払う) |
|----------|--|--|
| 毎月の払込保険料 | 27,000 円                                     | 26,000 円                                       |
| 特約保険料    | 24,666 円                                     | 23,491 円                                       |
| アカウント積立額 | 2,334 円                                      | 2,509 円  |

死亡のとき 5,000 万円

|                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| <b>生活サポート特約</b><br>年金年額 250 万円×一生涯 |             |
| <b>遺族サポート特約</b><br>2,000 万円        |             |
| 特定疾病保障定期保険特約                       | 200 万円      |
| 重度障害保障定期保険特約                       | 100 万円      |
| 介護保障定期保険特約                         | 200 万円      |
| 3 大疾病無制限入院特約                       | 日額 5,000 円  |
| がん特約                               | 日額 10,000 円 |
| 生活習慣病入院特約                          | 日額 5,000 円  |
| 入院初期給付特約                           | 20,000 円    |
| 新退院給付特約                            | 25,000 円    |
| 手術保障特約                             | 200 万円      |
| 総合傷害保障特約                           | 日額 3,000 円  |
| 傷害特約                               | 500 万円      |
| 災害割増特約                             | 500 万円      |
| 保険料払込免除特約                          | 付加          |

所定の生活機能障害状態のとき



- 終身サポート年金は、基本サポート年金支払対象期間満了日の翌日に、所定の生活機能障害状態に該当している場合にお受け取りいただけます。
- 基本サポート年金受取中に死亡した場合、基本サポート年金の未払年金の合計額を一括して死亡給付金としてお受け取りいただけます。

アカウント

以上